

## 平成27年度 福井県公共工事入札監視委員会審議状況報告

福井県公共工事入札監視委員会要領第5の規定により、平成27年度の審議状況について下記のとおり報告します。

平成28年3月31日

福井県知事様

福井県公共工事入札監視委員会

### 記

#### 1 開催状況

##### 《第1回》

- (1) 日時 平成27年6月5日(金) 9:30～11:30
- (2) 場所 県庁3階 第4委員会室
- (3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
  - ・入札および契約に係る制度の運用について
  - ・抽出事案審議
    - ア 福井運動公園整備事業補競技その3工事
    - イ 平成26年度経営体育成基盤整備事業(土地総)堀兼地区第11号工事
    - ウ 漁港施設機能強化事業26-1工事
    - エ 臨時ヘリポート舗装工事(はまかぜ交流センター)
    - オ 交通信号灯器LED化第6回工事
  - ・談合その他の不正行為に関する事項について

##### 《第2回》

- (1) 日時 平成27年9月4日(金) 9:30～11:30
- (2) 場所 県庁2階 中会議室
- (3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
  - ・入札および契約に係る制度の運用について
  - ・抽出事案審議
    - ア (県単)道路防災対策工事
    - イ 交通安全施設等整備工事(防災・安全交付金)その1工事
    - ウ 平成27年度森林基幹道開設工事(農村漁村地域整備交付金)今庄・池田線2工区
    - エ 臨海下水道事業2系活性炭再生炉更新工事
    - オ 平成27年度復旧治山工事(火山)治山測量・調査・設計業務委託
  - ・談合その他の不正行為に関する事項について

## 《第3回》

(1) 日 時 平成27年11月27日(金) 9:30 ~ 11:30

(2) 場 所 県庁10階 審問廷

(3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員

- ・入札および契約に係る制度の運用について
- ・抽出事案審議
  - ア 県営球場スコアボード改修電気設備工事
  - イ 通常砂防工事下野木27その3工事
  - ウ 平成27年度森林基幹道開設工事
  - エ 奥越特別支援学校グラウンド改修工事
  - オ 連続立体交差工事田原川詳細設計業務委託
- ・談合その他の不正行為に関する事項について

## 《第4回》

(1) 日 時 平成28年3月29日(火) 13:30 ~ 15:30

(2) 場 所 県庁3階 第3委員会室

(3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、藤井委員

- ・入札および契約に係る制度の運用について
- ・抽出事案審議
  - ア 消雪施設リフレッシュ工事
  - イ 原子力災害制圧道路等整備工事(仮称)美浜第3トンネル竹波工区
  - ウ 平成27年度かんがい排水事業沖田用水地区第7号工事
  - エ 平成27年度経営体育成基盤整備事業(ほ場)細呂木地区 第9号工事
  - オ 北陸新幹線建物等調査業務委託(平成27年度丹南・敦賀その32)
- ・談合その他の不正行為に関する事項について

## 2 主な質疑および説明

### (1) 入札制度全般

Q 1者入札だったことについて、どのような理由が考えられるか。(第1回ア)

A 応札可能な業者は県内に営業所がある3者を含めて13者あることを確認しているが、特殊な舗装工事の施工実績や、建設機械の保有、オペレータの配置を入札参加資格要件としたことから、業者の手控えがあったと考えられる。

Q 1者入札の場合は、その理由を検証すべきではないか。(第1回ア)

A 嶺南地域で災害復旧工事が増加したことなどから応札業者数が減少していることや、特殊な工事案件であったことなどが理由と考えている。

また、建設機械を保有し、オペレータの配置を求めることは、委員の皆様にご議論いただいた自社施工できる建設業者を確保するという入札契約制度改正の趣旨に沿ったものと考えている。

Q 応札した3者のうち、2者はなぜ失格となったのか。(第1回エ)

A 最低制限価格を下回ったためである。

Q 応札した業者が1者であったが、どのような理由が考えられるか。(第2回エ)

- A 既設の活性炭再生炉の改修に加え、一般的な焼却炉の新設、増設または更新を含めた工事の実績により入札参加を求め、県外業者を含め複数の応札者を見込んだが、応札は1者に留まった。
- Q 業者の応札額が予定価格付近に集中しているが、理由として何が考えられるか。(第2回オ)
- A 業務の実施場所が奥越の山間部であり、積極的な応札がなかったのではないかと考えられる。
- Q 経費の内訳のうち、一般管理費の割合が高いのではないか。(第3回オ)
- A 委託業務における一般管理費は、工事に比べて比較的割合が高くなる傾向がある。
- Q 設計額と同額で応札している業者がいるが、設計額は事前に公表しているのか。(第4回ア)
- A そのとおりである。
- Q 入札保証金が適切に納付されなかったため失格とはどういうことか。(第4回イ)
- A 納付された金額が、必要な金額に満たなかったものである。
- Q 辞退している者が4者いるのは何故か。(第4回イ)
- A この工事は、低入札価格調査制度の適用工事であり、応札金額が調査基準価格を下回った場合は、工事の適正な施工体制が確保されているか調査をすることになるが、今回4者が調査基準価格を下回ったため、調査に必要な資料の提出を求めたところ、4者ともこれに応じず、辞退したものである。

## (2) 総合評価落札方式関係

- Q 総合評価落札方式の地域精通度の評価点について、すべての応札者に同じ評価点を加点する場合であっても加点するのか。(第1回イ)
- A 評価点の満点の点数は共通としており、工事ごとに評価項目が変動すると評価点1点当たりの価値が変わってしまうため、全員に加点がある場合であっても加点評価することとしている。
- なお、地域防災力維持型は昨年6月から試行しており、評価項目などについて、実施状況を分析した上で、見直しが必要か検討したい。
- Q 総合評価落札方式はいつから行っているのか。(第1回ウ)
- A 平成17年に公共工事品質確保法が施行され、全国で総合評価落札方式が採用された。
- 本県では、平成18年度から試行、平成20年度から導入している。
- Q 総合評価落札方式【地域防災力維持型】は地域防災力維持の観点から地元へ施工能力の高い業者を確保することを趣旨としているが、この工事では工事施工市町以外の業者が落札している。趣旨に合っているのか。(第2回ウ)
- A この工事では、地元市町の業者は技術評価点が他の応札者より低かったため、結果として地元市町以外の業者が落札したものである。なお、落札した業者は同じ土木事務所管内の業者である。
- Q 総合評価点で工事成績が価格差を上回った事案だが、工事成績の加算点の計算式について説明してほしい。(第3回ア)
- A 工事成績が70点以上80点未満の業者が多いので、最終成績が偏らないように、その区間については0.5点から3.2点まで細かく刻む計算式としている。
- Q 総合評価点で工事成績と地域精通度が価格差を上回った事案だが、工事成績が評価点へ反映されるタイミングはいつなのか。(第3回イ)
- A 3月31日までの工事完了分の成績が、翌年度の7月1日公告以降の入札に反映される仕組みとなっている。
- Q 技術評価点の中で若手技術担当者の常駐を評価項目として採用しているが、応札者の中で加算されている者が誰もいない。同項目の活用状況は。(第4回ウ)

A 担い手育成の観点から、平成27年4月より総合評価落札方式の中で若手技術担当者の常駐に対する加点項目を設けているが、加点申請をする業者はまだ多くはない。今後とも制度の広報・周知に努める。

### (3) その他

Q 債務不履行により工事契約を解除され指名停止措置を受けた業者は、どのような状態だったのか。  
(第1回)

A 施工能力以上の工事を受注したとみられ、工事に必要な作業員などを配置できずに履行できなかったと考えられる。

Q 不調と不落の違いは何か。(第2回)

A 応札が一者もないのが不調。応札はあったが、技術者を配置できない等の理由で落札者が一者もないものは不落としている。

Q 建築一式工事で不調となった事案が多いが、その後の経過はどうか。(第3回)

A 設計額や条件を見直して再度入札を行い、概ね契約に至っている。

Q 応札業者数が平成25年度に比べて26、27年度と減少しているのは、入札参加資格者数そのものが減っているのか。(第4回)

A 資格者数は減っていない。平成26年6月からの入札制度改革において、地域防災力維持の観点から工事の主たる部分について自社施工を求める入札制度とした結果、工事を受注して下請けに任せる業者の応札が減少したためと考えている。

### 3 検討を要する事項

- ・建設業者数が減っていると聞いているが、土木事務所管内別の建設業者数について、過去10年程度の状況を報告すること。(第1回)
- ・工事の落札率の状況について、工事全体とその内数として総合評価落札方式の状況が示されているが、総合評価落札方式以外の価格競争の工事の落札率も報告すること。(第3回)